

宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 29 日
宝達志水町告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 民間賃貸住宅の供給及び定住の促進を図ることにより、町の定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅を新築した者に対して、その建築費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付する宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業（以下「事業」という。）の実施に関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成 17 年規則第 32 号）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係する法令に適合しているもの
- (2) 1 棟 4 戸以上で、かつ、賃貸をする共同住宅
- (3) 各住戸に専用の玄関、台所、トイレ及び浴室の設備が設けられているもの
- (4) 1 戸あたりの延床面積が 50 平方メートル以上あるもの
- (5) 組立式仮設住宅でないもの

(対象事業者)

第 3 条 この告示の規定により補助金の交付を受けることができる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、町長が認めるものとする。

- (1) 町内に民間賃貸住宅を新築する個人又は法人
- (2) 町税等を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないもの
- (4) 公共事業その他補助事業により補償を受けて新築するものではないもの
- (5) 個人又は法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該個人又は役員の子 2 親等以内の親族を入居させるためのものではないもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、当該民間賃貸住宅の 1 棟当たりの建築本体工事の 10 パーセント以内とし、500 万円を上限とする。ただし、その額に 1,000 円未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請)

第5条 対象事業者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の関係書類を添えて町長に申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (3) 建物の設備仕様書
- (4) 延床面積求積図
- (5) 建物の工事見積書
- (6) その他町長が認める書類

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金交付決定通知書（様式第3号）をもって当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合においては、第1条に規定する補助金交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(施工時の確認等)

第8条 町長は、事業を適正に執行するため、当該民間賃貸住宅の建設工事の状況等を関係職員により当該施工の現場において確認し、又は指導させることができる。

- 2 第6条の規定により決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、当該事業の遂行の状況等に関し、町長から要求があったときは、速やかにこれを報告しなければならない。

(工事完成届の提出等)

第9条 決定者は、当該事業の工事が完成したときは、速やかに宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業工事完成届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の規定による完成届を受理したときは、担当職員が検査を行う

ものとし、担当職員は検査調書を作成しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物完成図
 - (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
 - (3) 工事写真(着工前及び完成後)
 - (4) 不動産登記法(平成26年法律第123号)第119条の規定による登記事項証明書
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容が事業の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金確定通知書(様式第6号)により、これを通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、宝達志水町民間賃貸住宅建設補助事業補助金請求書(様式第7号)による請求により行うものとする。

(地位の承継)

第13条 決定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、それぞれ当該各号に掲げる者にその地位を承継するものとし、その事実が生じた後、速やかに別に定める承継届を町長に提出しなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 合併により設立された法人
- (3) 賃貸住宅を譲渡した場合 その譲渡人

(住環境への配慮)

第14条 申請者及び決定者は、建物等について新築をしようとするときは入居者のニーズや住環境に配慮した物件とし、新築後においては常に良好な状態を維持することに努めなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。